

琉球大学学術リポジトリ

国際人道法に関する一九七七年ジュネーブ諸条約追加議定書と日本

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-10-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 樋口, 一彦, Higuchi, Kazuhiko メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2153

〔研究ノート〕

国際人道法に関する一九七七年ジュネーヴ諸条約追加議定書と日本

樋口一彦

はじめに

第一節 一九七四―七七年人道法外交会議

第二節 人道法外交会議以後

おわりに

はじめに

国際人道法に関する一九四九年のジュネーヴ四条約は、すでに世界のほとんどの国の参加を得ており、多数国間条約の中で最も多くの締約国を有するものの部類に数えられる。単に数だけではなく、軍事的に重要な国がほとんどすべて参加しており、その意味でこの一九四九年四条約は普遍的な参加を得られた条約と言いうる。この一九四九年四条約に追加・修正を行なうのが一九七七年ジュネーヴ諸条約追加議定書である。この追加議定書の締約国数も徐々に増え、一九九二年二月三日現在第一議定書一九か国、第二議定書一〇九か国となっている。数だけを見れば、決して少なくはない。しかしこの追加議定書（特に第一議定書）に関しては、いくつかの軍事的に重要な国が参加を拒否している。具体的には、アメリカ、フランスそしてイスラエルである。

では、わが国はいかなる態度をとっているか。日本は一九四九年四条約には一九五三年四月二日に加入した。これは「日本国との平和条約」に関して日本政府が行なった宣言を受けたものである。そして一九七七年の追加議定書にはまだ参加していない。現在、日本のこの追加議定書への加入を求める運動が全国抑留者補償協議会によって進められており、また、多くの地方議会がこの追加議定書への加入を求める要望書を採択している。そこで本稿では、この一九七七年の追加議定書への参加をめぐる日本の態度を分析し、そのあるべき方向への提言を行ないたい。

第一節 一九七四―七七年人道法外交会議

一九四九年ジュネーヴ四条約に追加される議定書作成の動きは、一九六八年のテヘラン人権国際会議及び一九

六九年の第二一回赤十字国際会議をきっかけとして、赤十字国際委員会（ICRC）が主催した一九七一年の政府専門家会議から実質的にはじまった。この会議はそれに先立つ赤十字の諸会議とは異なり「政府レベルの会議」であった。ただし、「専門家の発言は個人的見解の表明であって、将来の自国政府の立場を何ら拘束するものではないことが了解されていた」とされる。なお、出版された会議の記録では、会議での発言については個人名・出身国名は記されておらず、ただ文書で示された提案については専門家の出身国名が表記されている。

この一九七一年の政府専門家会議には日本からは竹本正幸教授を含む四人の専門家が、そして七二年の会議には五人の専門家が、派遣された。これらの準備段階の会議を経て、一九七四年から一九七七年にかけて国際人道法の再確認と発展に関する外交会議が開かれた。日本は四つの会期すべてに参加し、日本政府が派遣した参加者は三六人に及んだ。日本政府代表団代表北原秀雄は、一九七四年の外交会議本会議において、会議に臨む日本の基本的態度を要旨次のように述べた。「日本代表団は両議定書草案の多くの規定を歓迎している。ジュネーヴ諸条約の履行に協力する利益保護国の役割りは不可欠である。日本代表団は会議の討議によって利益保護国の迅速な指名が確保される制度の設立が導かれることを望む。

砲爆撃によって一般住民に最大の害が加えられている。軍事目標主義は慣習的に認められているが、この原則の発展のために議定書草案において大きな進展がなされていることをうれしく思う。」

このように日本政府は基本的には積極的な姿勢で会議に出席した。外交会議において日本は基本的に西側諸国の一員として行動したと言える。ただし日本代表団が会議をリードするという場面は少なかったように思われる。本節では外交会議を通じての日本の行動を、投票行動や会議の議事録、外務省の報告書などをもとにして整理したい。

(一) 日本が成立に強く反対した重要条文

① 第一議定書第一条第4項

第一議定書第一条第4項は、いわゆる民族解放戦争を国際的武力紛争に含める規定である。⁽¹⁸⁾ この規定に対して日本及び他の西側諸国の多くは強く反対する立場をとった。日本政府代表团代表代理野田英二郎はこの日本の立場を会議で次のように述べた。「一九四九年に確立された制度の下ではジュネーヴ諸条約はこれらの文書に共通の第二条に定義された事態、すなわち、締約国間に生じるすべての武力紛争及びある締約国の領域の一部又は全部の占領の場合、に適用される。他方、締約国の一国の領域に生じる武力紛争には第三条のみが適用される。：国家以外の実体が参加している武力紛争に一九四九年諸条約を全体として適用しようといういかなる試みも確立された制度の破壊を導き実際上の困難をもたらすであろう。」同じく代表代理の石川弘は一九七四年の論文において「最近ヨーロッパ各地で跳りようしている『日本赤軍』なる過激派集団にしても、その武装団体としての実態はともかく、民族解放運動団体と自称し捕虜資格などを要求する可能性は十分存在する。」「とにかく、本来、主権国家の内部に発生した内乱と評価すべき民族解放闘争に対して国際戦の保護を全面的に付与しようとする修正第一条が、現行ジュネーヴ諸条約の体系からみていかに不合理で行き過ぎたものであるかは、同諸条約共通第二条第三項後段によれば仮に主権国家であっても非締約国については、当該国が同諸条約の規定を『受諾し、かつ、適用する』場合に限り当該国との関係においても同諸条約が拘束力をもつことになっているのに、修正第一条の規定の仕方では国家でもない民族解放運動団体については、受諾し適用するという条件なしに全面的に同諸条約が適用されると解さざるを得ないことから明らかである。⁽¹⁹⁾」と解説した。このような西側諸国の反対にもかかわらず、一九七四年の第一委員会での投票では賛成七〇、反対二一(含日本)、棄権一三でこの第一

条第4項は採択された。⁽¹⁾その後一九七七年の本会議での投票の際には日本は棄権に回った。⁽²⁾この理由を代表代理沢井照之は次のように説明した。「日本代表団は、この会議の第一会期中に第一委員会が投票に付された時、この第一草案に反対した代表団のひとつであった。そのように行動した理由は第一委員会の第5会合で述べられた。^(22a)日本代表団は、その後、以下のことに留意した。すなわち、本条第4項に関係する多くの条項が、第一条が最終的には第一議定書に取り込まれるであろうとの仮定のもとに、あるいはコンセンサスによってあるいは大多数によって、主要諸委員会で採択された、ということである。この発展を考慮して日本代表団は第一条に棄権した。⁽²³⁾この発言の中で言及されている「発展」の中でとりわけ重要なものは第九六条第3項である。この条項によって、締約国と人民を代表する解放運動団体が諸条約・議定書に平等に拘束されることが、確認されたのである。⁽²⁴⁾このように日本代表団は当初この第一条第4項に強く反対する立場であったが、その後の「発展を考慮して」棄権に回った。そして、後で述べるように、この第一条第4項と基本的に同じ条項を含む特定通常兵器使用禁止制限条約を一九八二年に無留保で受諾したのである。

② 第一議定書第四四条

第一条第4項とともに、この人道法外交会議で最大の論議を招いた条文が第四四条であった。この第四四条は戦闘員及び捕虜の資格に関する条文である。この戦闘員及び捕虜の資格については大国と小国の間で古くから争われてきた問題であった。⁽²⁵⁾この人道法外交会議では一九四九年ジュネーブ捕虜条約第四条を実質的に修正するための討議がなされた。日本代表団も、ゲリラ戦の現実を考慮し、戦闘員及び捕虜の資格の新たな規定の必要性については賛成していた。しかし「一般住民の保護を確保する」という見地から、戦闘員資格・捕虜資格の諸要件

の大幅な緩和は、認められるべきではないとした。この日本の立場について代表代理飯島光雄は一九七五年（第二会期）の第三委員会で要旨次のように発言した。「過去の多くの武力紛争は、人道法特に捕虜の問題の重要性を我々に示している。日本代表団はICRCによって起草された第四二条を高く評価している。それは近年の苦痛に満ちた、しかし重要な経験を注意深く研究して作成されている。不正規軍の構成員に捕虜の地位を与えるために定められる条件は以下の考慮を基礎として定められるべきである。(1)用いられる方法の性質(2)一般住民の保護の完全な実現(3)公正な戦闘行動の確保。一般住民の保護を確保するためには戦闘員と文民との間に明確な区別を行うことが肝要であるという事実を誰も問題としないであろう。この戦闘員と文民との間の区別原則は一般住民の保護のための最も基本的な基礎の一つである。ただし、日本代表団は現代において不正規軍によってしばしば用いられるゲリラ戦の意義を否定するものではない。」⁽²⁶⁾第三委員会での討議の後、翌七六年の第三会期に作業部会の中で第四四条の条文が練られた。この作業部会においても「日本は、解放戦争の実情と解放戦士の勇敢なる戦いには敬意と同情を示し得るが、戦闘員が自己を文民と区別しないと、文民が極めて危険な状態に追いやられることに重大な危惧の念を抱いている旨発言した。」⁽²⁷⁾この作業部会で作られた条文案が一九七七年の第四会期にまず第三委員会で、次いで本会議で採択された。⁽²⁸⁾この委員会での投票及び本会議での投票の際、日本はいずれも棄権した。この棄権について日本代表団は以下のように説明した。「日本代表団は第四二条第3項及び第4項が困難を生じさせるのではないかと懸念する。というのは、これらの条項は戦闘員と文民の間の明確な区別——戦闘の際に文民を保護するために不可欠である——を行っていないからである。日本代表団は、不正規軍に対して正規軍に対してと同じ程度の区別を求めることは非現実的であることを認識しており、そして、捕虜の地位を規律すべき基準について決定する上で不正規軍の戦闘の特質を考慮することに日本代表団は反対しない。し

かしながら、不正規軍の構成員を保護するために不正規軍の構成員と一般住民との間の区別を少しでも曖昧にすることは、一般住民の保護を不十分にする結果となるであろう。両者に与えられる保護の間のバランスをとることが重要である。第四二条第3項及び第4項は不正規軍の構成員の保護に重点をおきすぎず、一般住民の保護を軽視しすぎている傾向にある。従って日本代表団は投票において棄権をした。⁽³²⁾「日本代表団は第四二条に棄権した。本条は妥協を表わしてはいるが、なお重大な困難を生じさせている。従って日本代表団はこれに全面的な支持を与えることができなかった。特に第3項及び第4項は曖昧で、異なった解釈を生じさせるであろう。不正規軍の構成員が自己を文民から区別することを求められる方法に関する第3項の規定は、一般住民の不十分な保護に導くであろう。第4項は一九四九年ジュネーヴ第三条約との関係である種の混乱を生じさせるであろう。というのは、この第4項は、捕虜ではないけれども、ジュネーヴ第三条約及び第一議定書草案の下で捕虜の地位を与えられる者と同じ保護を与えられる新たなカテゴリーの者、を作り出したからである。本条の意義は次の事実存在する。すなわち、本条は戦闘員特に不正規軍の戦闘員に人道的保護を拡大した、ということである。しかしながら戦闘員の保護と文民の保護の間の適切なバランスを保つことは絶対に必要である。そしてこの理由により、本条の解釈・適用において最大の注意がなされるべきである。日本代表団は第四二条の若干の特定の側面についての日本代表団の解釈を記録にとどめたい。第一に、第3項で用いられる。『状況』ということばは、限定的に例外的な場合に適用されると解されるべきである。第二に、第3項(b)で用いられる『軍事展開』ということばは、攻撃が開始される場所へ向かうすべての動きを意味する。第三に、第3項第二文の要求を満たさない者はすべて戦闘員の地位を失う。⁽³³⁾」この日本代表団の説明からも明らかのように、日本の「棄権」は限りなく反対に近いものであった。

(二) 日本が反対したその他の条文⁽³²⁾

① 第一議定書第八五条第4項及び第5項

第一議定書第八五条は第一議定書の違反行為防止・処罰の中心となる規定である⁽³³⁾。この第八五条の中で特に争われた条項が第4項と第5項であった⁽³⁴⁾。この第4項及び第5項はそれぞれ第一委員会においてコンセンサスにより採択され⁽³⁵⁾、また本会議においても第八五条全体としてコンセンサスによって採択された⁽³⁶⁾。しかし日本代表団は委員会及び本会議での採択後、以下のように発言して、この第八五条第4項・第5項に関して疑念を示した。「もし第4項のすべての規定が会議によって採択されたならば、実施の段階での若干の実際的困難を日本代表団は予測する。当該問題のあるものは政治的責任の範囲にはいる——決定が元首あるいは政府にかかっているという点において——。他の困難は、これらの条文の実施が『法律なければ刑罰なし』の基本原則に反するということから生じる。すなわち、この考慮は、たとえば、『文民の送還の不当な遅延』にあてはまる。ジュネーブ第四⁽³⁷⁾条約(第一三四条)の規定によれば、締約国は、すべての被抑留者の復帰を確保するよう『努める』ことになっている。しかしながら、文民の送還のいかなる遅延をも禁じる問題はない。第七四条第5項についての本代表の留保を記録にとどめたい。この問題は作業小部会及び作業部会Aにおいて長々と討議されたけども、日本代表団は本項の意味あるいはこれを第一議定書草案に入れる必要性について明らかでない。従って日本代表団は、コンセンサスの成立を妨げたくはなかったけれども、第5項の条文を受け入れることにある種の困難があった⁽³⁸⁾。」

「日本代表団は、一九七七年五月三〇日に本会議第四四会合で採択された第七四条に関して、以下の見解を述べたい。一、第4項に列挙された行為のなかで第七四条に含めることが適切かどうか疑問の余地のあるものがある。というのは、結局、それらは元首あるいは政府の指導者の政治的責任の範囲に属するからである。二、右に

述べたそれらの同じ行為は正確に定義されていないので、その行為に関する規定を国内刑事立法に編入する際に困難が生じるであろう。⁽⁴⁸⁾」この第4項及び第5項については、イタリア、スイス、英国、オランダ、(西)ドイツ、スウェーデン、ベルギー、カナダ、フランス等の西欧諸国が日本と同様の見解を示した。⁽⁴⁹⁾

②第一議定書第七六条第3項及び第二議定書第六条第4項

第一議定書第七六条第3項及び第二議定書第六条第4項に関して日本代表団が問題としたのは、幼児の母を死刑執行禁止の対象としている点である。第三会期に第二議定書第六条第4項について作業部会で検討された際、『Pregnant women や mothers of young children について死刑の言渡及び執行を禁止するようにすべきであるとの主張があり、これについて検討が行われたところ、大勢は、右両者に対する死刑の言渡を禁止することには内乱罪などを考えると疑問があるとしながらも、死刑の執行はこれを禁止することが子供（胎児を含めて）を救うこととなり適当であるとした。これに対して、イギリス、西独、オランダ、日本などから Pregnant women に対する死刑の執行を禁止することはともかくとして、mother of young children を死刑執行禁止の対象とすることは、その対象者の範囲があいまいであるばかりでなく、死刑の執行に加えて無期囚として刑務所に収容した場合でも子供への影響は避けがたいことなどから問題であるとの指摘がなされた。なおこの争点については、わが国の刑事訴訟法上問題があるので、全体会議においてこの点についての分離投票を求めて要求してみたが、英国がわが方と同調してこの点の削除に賛成しただけで、三七対二（含むわが方）対九で mothers of young children の死刑執行を禁止する旨の規定が採択された。」この分離投票で反対票を投じた理由について日本代表団は次のように説明した。「日本代表団は新第一〇条第5項に『幼児の母』に死刑を課することを禁じ

る条項を入れることに反対票を投じた。そのような条項を議定書に含めることを望ましいとは日本代表团は考えない。また、日本代表团は、「幼児」というような曖昧な用語に関連して履行の諸困難が生じるであろうと考える。もしこの考え方が会議で最終的に採択されるならば、この条項の用語がより正確にされることが望まれる。⁽⁴⁸⁾」最終的にこの第二議定書第六條第四項そして第一議定書第七六條第三項はそれぞれ委員会及び本會議においてコンセンサスで採択された。⁽⁴⁹⁾ 上記のように日本は第三會期においてこの幼児の母に対する死刑執行禁止に強い難色を示していたが、日本の考えが他の諸国の支持を得られないことが明らかになると、かなり妥協的な姿勢に変わった。すなわち第四會期での第一議定書第七六條第三項の第三委員會での採択後日本代表代理中村義博は以下のように日本の制度を説明した。「日本の立法では、死刑は妊婦に対しては執行されてはならないとのみ規定されており、幼児の母に対して死刑を科する可能性については触れられていない。しかしその母がその幼児を世話できるようにするためにその刑罰を停止あるいは軽減できる。……実際、妊婦及び幼児の母に対する有利な取扱いは、日本法においては特別に規定されていないが、判事の裁量に委ねられている。」⁽⁵⁰⁾

(三) 日本が賛成した重要条文

本會議における最終的な採択において投票に持ち込まれた条文の数は多くはない。その中で日本が賛成票を投じた、比較的重要な条文は、軍事目標主義に関する諸条文と國際事實調査委員會に関する条文である。軍事目標主義に関する第一議定書第五一條、第五二條、第五七條及び第五八條について、フランスはこれらの諸条文がフランスの自衛権行使を妨げるものである、として反対(第五一條)⁽⁴⁴⁾あるいは棄権(第五二條、第五七條、第五八條)⁽⁴⁵⁾した。日本代表团は、會議のはじめの発言でも示されるように、⁽⁴⁶⁾軍事目標主義に大きな関心を持っていた⁽⁴⁷⁾

が、この問題に関する第五条、第五二条、第五七条及び第五八条の本会議での投票の際には賛成票を投じてこれらの諸条文への支持を示した。⁽⁴⁸⁾ 他方第一議定書第九〇条に規定される国際事実調査委員会の制度については日本代表団はその導入に大いに貢献した。⁽⁴⁹⁾ 日本は第三会期には自ら修正案を提出し、第四会期においては「妥協案の作成に中心的な役割を演じるなど各国の意見の調整に努力」した。⁽⁵⁰⁾ 日本代表団としては、この制度が選択的なものになったことや、違反の予防のための活動が入れられなかったことについて残念ではあるが、しかし、本条が人道法の完全な履行へ向かっての前進であると考えた。⁽⁵¹⁾

第二節 人道法外交会議以後

ジュネーヴ諸条約追加議定書が人道法外交会議で最終的に採択されたのが、一九七七年六月八日であった。⁽⁵²⁾ この議定書の採択を受けて国際連合総会は、一九七七年以後ほぼ一年おきにこの両議定書の批准・加入を検討するよう諸国に求める決議を採択してきている。その最初の決議が32/44⁽⁵³⁾（一九七七年一月八日）である。この決議の作成を討議した第六委員会において日本代表は以下の旨発言した。「日本代表団はこの外交会議の成功をよろこんでいる。……対立する見解によって多くの規定が妥協によって採択され、このことによって若干の規定の文言が曖昧なままにされ、解釈しにくい結果となっている。このような理由により日本は、他の参加国と同様、両議定書のいくつかの規定について完全に満足しているわけではない。しかし日本代表団は、この両議定書の採択が国際人道法の発展における大きな前進となり、将来、武力紛争の犠牲者保護に貢献するものと確信している。⁽⁵⁴⁾」このように国連第六委員会では両議定書のある程度肯定的に評価する見解を述べたが、署名のために開

(放された期間(一九七七年一月二日から二か月間)内に日本は両議定書に署名を行なわなかった。その後一九八二年六月に特定通常兵器使用禁止制限条約を日本は受諾した。この条約の第一条及び第七条第4項は、基本的に一九七七年第一議定書の第一条及び第九六条第3項の方式を踏襲し、民族解放戦争への条約適用を規定している。⁽⁸⁵⁾日本はこの条約を無留保で受諾しており、⁽⁸⁶⁾従って、民族解放戦争がこの条約適用上及び一九四九年ジュネーブ四条約適用上国際的武力紛争であることを認めたのである。この条約の国会での承認に際してこの点が問題とされることはなかった。⁽⁸⁷⁾この特定通常兵器使用禁止制限条約の国会承認の際に、この条約に関連して、一九七七年のジュネーブ諸条約追加議定書の日本の加入について質問がなされた。これに対し政府委員は次のように答えた。「政府といたしましては、この追加議定書はそれなりの意味があるとは考えておりますが、他方におきまして議定書の本身、これは本来的に言えば、いわゆるゲリラ戦争というものが戦後非常に多く武力紛争の一つの形態として存在するというようになりまして、そういうゲリラ戦の場合の戦時法規というものをどういうふう
 に補足強化していくかという観点からつくられた条約であるわけでありますけれども、非常にむずかしい議論を経て、いろいろ相対立する議論がありまして、妥協の産物としてできました条約でございます。国際法学者あるいはいろいろな各国の政府におきましてもなかなか評価が分かれるところでございます。現に第一議定書につきましては、当事国になっていてる国が二十一にとどまっております。もう一つ議定書がありまして、第二議定書につきましては当事国が十九、しかも主要な軍事国と申しますか、そういう国も参加するに至っていない、そういう状況でございますのは先ほど私が申し上げましたような事情によるわけでございます。そういう点も含めまして政府といたしましてはなお相当慎重にこの条約を検討いたさないと、入るべきであるかどうかという結論が出ないというふうを考えておりまして、なお各国の加入状況等も見きわめた上で政府の態度を最終的に決めた

いと、こういうふうを考えておる次第でございます。⁽⁶⁴⁾その後昭和五九年七月及び昭和六〇年四月に国会でこの一九七七年ジュネーブ追加議定書に対する政府の態度について質問がなされたが、政府委員は同様の答えを述べるとどまった。ところでシベリア抑留者に対して労働賃金補償を求める運動を行ってきた全国抑留者補償協議会(全抑協)は、国際人道法の意義を強調する立場から、一九七七年ジュネーブ諸条約追加議定書の日本の加入を求める請願をその運動方針に加えた。昭和六三年二月の全抑協第一〇回全国大会においてである。⁽⁶⁵⁾そしてこの全抑協からの働きかけを受けた山形県議会は昭和六三年三月一九日にジュネーブ諸条約追加議定書加入促進に関する要望書⁽⁶⁶⁾を採択した。⁽⁶⁷⁾(その後同様の要望書を採択した地方議会は四三五にも⁽⁶⁸⁾のぼった。)この全抑協の請願に対し、昭和六三年三月三〇日、遠藤実外務省国際連合局長(当時)は、「この議定書は戦闘員と市民の識別がはっきりしていない難点があり、現在、各国の事情なども調査検討中である。今すぐは困難だが何時までも加入しないと言うわけではない、国際赤十字にも問題点は聞き正している。外務省としては地方議会の運動に介入する意思は全くない」と答えた。⁽⁶⁹⁾外務省が地方議会の運動に介入しないのは当然であるが、自民党政務調査会は地方の党組織に対して次のような指令を発した。

「ジュネーブ条約追加議定書加入について

一九四九年のジュネーブ四条約に追加される二つの議定書は現在必ずしも多くの武力紛争当時⁽⁷⁰⁾国や主要国等により締結されているわけではなく、また、わが国自身の現在の状況に鑑みても、これらの追加議定書をわが国として直ちに締結する必要性があるかについては疑問があります。加えて、これらの追加議定書は、長年にわたる交渉の結果合意された妥協の産物ともいえるところがあり、若干の問題点(たとえば、戦闘員が捕虜

の待遇を得るための条件に関する本件追加議定書の規定が、ジュネーヴ第三条約に規定する従来の条件よりも著しく緩和され、文民と戦闘員の識別が明確に行われない場合を生ぜしめる可能性等）を含んでいるため、その締結については、さらに内容を検討し、主要国の動向をも見極めつつ慎重に対処する必要がある、現時点では、直ちにこれに加入する段階にはいたっていません。

以上の観点を踏まえ今回の「ジュネーヴ条約追加議定書の加入」における地方議会への請願・意見書に対しては、慎重に対応して下さいますようお願い申し上げます。

自民党政務調査会⁽⁶⁾

これは自民党としての見解であるが、従来の国会での政府委員の答弁と基本的に同じであり、むしろより率直に表現したとも言える。

これらの政府・自民党の一九七七年追加議定書に対する見解において最大の、かつほとんど唯一の、問題点としてとりあげられているのが第一議定書第四条の問題——すなわち、戦闘員が自己を一般住民から区別する義務の問題——である。外交会議においては、本稿第一節で見たように、いくつかの条文について日本代表団は反対する立場を表明したが、追加議定書採択後においては、ほとんどこの第四条のみが問題点として明示的に言及されているのである。また、諸論者の見解においても日本が追加議定書に加入しない理由として考えられているのは、政治的理由——「政治的な日程にすぐに上げるほど重要な問題ではないという認識が強い」⁽⁶⁾とか、「議定書の批准は同盟国の米国より先にするのは難しそうだ」⁽⁶⁾とか、「有事立法との関連で、野党のほうから反対されるということへの警戒があって、それが政府を消極的にさせていた」⁽⁶⁾——以外では、この第一議定書第四条について日本政府が反対しているということである⁽⁷⁾。このように政治的理由以外で日本

政府が議定書加入をためらっている（あるいは拒否している）理由としては、この第一議定書では戦闘員の資格を得る条件としての戦闘員と一般住民の区別が明確に行なわれていない、ということにしぼられている。ではこのような理由は法的に見て妥当なものであろうか。いわゆるゲリラ兵などの不正規兵がいかなる条件で戦闘員としての資格を得ることができるとかという問題は、国際人道法上古くから争われてきたものである。この問題の詳しい背景・展開については別稿にゆずりたい。⁽¹²⁾ただここで指摘しておかなければならないのは、第一議定書において戦闘員の資格を得るための伝統的条件が緩和されたのは、現実の武力紛争においてこれらの条件が守られえないものであることが明らかになったから、ということである。確かに第四四条は妥協により成立し、あいまいな部分を多く含んでいる。しかしだからと言ってこの第四四条自体を拒否するのではなく、この第四四条を基礎としながら、そのあいまいな部分の明確化をはかることに日本政府として取り組むべきであると筆者は考える。

おわりに

現在すでにかなり多くの国が一九七七年追加議定書に参加し、そして若干の国が明確な拒否を表明している。すなわち「主要国の動向」はすでに明らかになっていると考えられる。従って「主要国の動向を見きわめながら慎重に対処する」という理由で加入するかどうかの決定を引きのばすことはもはや困難である。最近の世界情勢の変化——旧ソ連の崩壊、東欧諸国の変革など——によっても一九七七年追加議定書の諸国の参加に影響はなく、むしろ旧共産主義諸国がかつて反対していた第一議定書第九〇条について、これらの諸国は積極的にこの第九〇条にもとづく宣言を行うようになった。⁽¹³⁾つまりよりいっそう普遍的に追加議定書が諸国に受け入れられるよ

うになってきたのである。他方「主要国」の中でアメリカ、フランスそしてイスラエルが第一議定書を拒否している。しかしこれらの諸国の拒否理由は合理的なものとは考えられない。⁽¹⁶⁾一九七七年追加議定書の加入に関し、日本政府がその法的障害であると考えているのは第一議定書第四四条のみであるように思われる。この第四四条は大国と小国の妥協の結果成立したものであり、あいまいな部分を多く含んでいる。しかしこの条文を基礎にして、さらにそのあいまいな部分の明確化をはかることは可能である。実際、多くの国がこの第四四条についての解釈に関する宣言を行ってきている。⁽¹⁶⁾これらの国の多くは外交会議において日本と同様に本条に反対していた国々である。これらの国の解釈が妥当なものであるかどうかはともかく、日本政府として適当と考える解釈を表明することは、この第四四条、ひいては第一議定書を発展させる上で必要なことと思われる。ただ追加議定書の加入そのものを急ぐべきというより、一九四九年ジュネーブ四条約を含めてこれらの条約を国内的に十分に実施できる法的・制度的な整備が急がなければならないだろう。

(1) 一九九二年一月三十一日現在一九四九年ジュネーブ四条約の締約国は一七五か国である。

(*International Review of the Red Cross* No.292, p.66.)

(2) 正式には「国際的武力紛争の犠牲者の保護に関し、一九四九年八月一二日のジュネーブ諸条約に追加される議定書(第一議定書)」及び「非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関し、一九四九年八月一二日のジュネーブ諸条約に追加される議定書(第二議定書)」である。

(3) *International Review of the Red Cross* No.292, p.71.

(4) これらの国の拒否理由及びそれらに対する評価については、拙稿「一九七七年ジュネーブ諸条約追加議

定書への参加をめぐる諸国の態度——フランス及びアメリカの参加拒否を中心に——」藤田久一、松井芳郎、坂元茂樹編『国際法における人権と人道（竹本正幸先生還暦記念論文集）』（東信堂より出版予定）参照。

- (5) Dietrich Schindler and Jiri Toman (eds.) *The Laws of Armed Conflicts* (1988) P. 559.
- (6) 山本草二 編集代表『国際条約集一九九三年版』（有斐閣）五八七—八頁
- (7) 昭和六三年三月一九日に山形県議会で決議されて以後、四〇〇以上の地方議会で同様の決議がなされている（『全抑協広報』第九六号一頁、第一—三号七頁、第一二六号八頁）。
- (8) このICRC政府専門家会議及びこの会議に至る経緯について、竹本正幸「国際人道法の問題状況——七一年ICRC政府派遣専門家会議に参加して」法律時報第四三卷一二号九六—九七頁参照。
- (9) 一九六九年の専門家会議、赤十字国際会議、一九七〇年の専門家会議、一九七一年及び一九七二年の各国赤十字社の専門家会議など。これらの会議について、竹本正幸、前掲論文、注（8）、九七頁、及び竹本正幸「一九四九年ジュネーブ諸条約に追加される二つの議定書について（一）」国際法外交雜誌第七七卷二号四五—四六頁参照。
- (10) 竹本正幸、前掲論文、注（8）、九六頁
- (11) 竹本正幸 前掲論文、注（9）、四六頁
- (12) *Conference of Government Experts on the Reaffirmation and Development of International Humanitarian Law Applicable in Armed Conflicts*(Geneva, 24 May-12 June 1971)
Report on the Work of the Conference P. 10.

(13) *Conference of Government Experts on the Reaffirmation and Development of International Humanitarian Law Applicable in Armed Conflicts, second session, 3 May-3 June 1972, Report on the Work of the Conference Volume I P. 15.*

(14) 日本政府派遣の専門家がどのような発言をしたかは記録からは明らかでない。日本の専門家が提出した文書は、一九七一年及び一九七二年の会議を通じて、一つだけである。それは、一九七一年の会議の際に、ブラジル、アメリカ、エチオピア、インド及びイギリスの専門家とともに、さらなる政府専門家会議の開催を歓迎する、というものであった(CE/Plen/3, Report, supra note 12, p. 121.)。

(15) *Official Records of the Diplomatic Conference on the Reaffirmation and Development of International Humanitarian Law Applicable in Armed Conflicts Geneva (1974-1977)* (以下 *Official Records* と略す) Volume II pp. 183-189. ただし四つの会期すべてに参加したのは竹本正幸教授のみである。

(16) CD/DH/S.R. 18, paras. 22-23. また、外務省国際連合局社会課『「国際人道法の再確認と発展に関する外交会議」報告書』(一九七四年七月) (以下『外務省報告書I』と略す) 三一頁参照。

(17) 最終的に成立した条文の中で、本会議での各条文全体としての最終的採択における日本の投票行動は次のとおり。

第一議定書

日本が賛成——第四二条、第五一条、第五二条、第五七条、第五八条、第九〇条、第九六条

日本が反対——なし

日本が棄権——第一条、第四四条、第八九条

その他の条文はコンセンサスで採択

第二議定書

日本が賛成——第一条

日本が反対——なし

日本が棄権——第一六条

その他の条文はコンセンサスで採択

（外務省国際連合局社会課「国際人道法の再確認と発展に関する外交会議第4会期」報告書』（一九七八年二月）（以下『外務省報告書IV』と略す）及び *Official Records* Vols. 6～7 参照。）

(18) この問題について詳しくは、拙稿「民族自決権を行使する人民の交戦資格」関西大学大学院法学ジャーナル第五三号参照。

(19) C D D H / I / SR. 5. para. 49.

(20) 石川弘「国際人道法の現状と当面する諸問題——武力紛争に適用される国際人道法の再確認と発展に関する外交会議に出席して——」法曹時報第二六卷第一二号五〇—五一頁

(21) C D D H / I / SR. 13. para. 42.

(22) C D D H / SR. 36. para. 58.

(22*) 注(19) 参照

(23) C D D H / SR. 36. para. 105.

- (24) この点に関しての日本代表団の見解 (C D D H / SR. 46. Annex. *Official Records* Vol. 6, pp. 379-380.) 参照。
- (25) 抽稿「一九七七年ジュネーブ諸条約第一追加議定書における戦闘員の資格 (一) (一・完)」関西大学大学院法学ジャーナル第四四号・第四五号参照
- (26) C D D H / III / SR. 33-36, Annex. *Official Records* Vol. 14, pp. 526-527.
- (27) 外務省国際連合局社会課「国際人道法の再確認と発展に関する外交会議第3会期」報告書 (以下『外務省報告書Ⅲ』と略す) 一三九頁
- (28) 詳しくは、抽稿、前掲論文、注 (25)、第四五号四三―四九頁参照。
- (29) C D D H / III / SR. 55, para. 3.
- (30) C D D H / SR. 40, para. 15.
- (30) 最終条文では第四四条
- (31) C D D H / III / SR. 56, para. 65.
- (32) C D D H / SR. 41, paras. 50-53.
- (32) なお、本会議における最終的な各条文採択時に日本が棄権した条文として第一議定書第一条及び第四四条以外に第一議定書第八九条と第二議定書第一六条があるが、その棄権の理由は明らかではない。これらの条文の採択に関して、『外務省報告書Ⅳ』二〇七、二三四頁参照。
- (33) 本条に関する外交会議の準備過程及び問題点について、岡田泉「国際人道法における条約違反行為処罰制度 (一)」国際法外交雑誌第八一巻第六号参照。

- (34) この点に関し、岡田泉、同論文、六四一六六頁参照。
- (35) CDDH/I/SR.61, paras. 3, 11.
- (36) CDDH/SR.44, para. 72.
- (36^a) 最終条文では第八五条
- (37) CDDH/I/SR.61, paras. 73-76. また、『外務省報告書Ⅲ』二四頁参照。
- (38) CDDH/SR.44, Annex, *Official Records* Vol. 6, p. 302.
- (39) 『外務省報告書Ⅲ』二四一三五頁
- (39^a) 「かえり」の誤りか。
- (40) CDDH/I/SR.63, para. 74.
- (41) 『外務省報告書Ⅲ』三四一三五頁
- (41^a) CDDH/I/SR.64, para. 82.
- (42) CDDH/I/SR.63, para. 74, CDDH/SR.50, para. 78, CDDH/Ⅲ/SR.59, para. 16., CDDH/S
R.43, para. 55.
- (43) CDDH/Ⅲ/SR.59, para. 54.
- (44) CDDH/SR.41, para. 118.
- (45) 『外務省報告書Ⅳ』二〇〇一〇一頁
- (46) このフランスの態度については、拙稿、前掲論文、注(4)、参照。
- (47) 注(16)参照

- (48) 『外務省報告書IV』二〇〇—二〇一頁
 (48a) ただし、特に投票理由説明はなかった。
- (49) 詳しくは、竹本正幸「国際人道法と国際事実調査委員会(一)(二)」関西大学法学論集第二八巻第一号・第二号参照。
- (50) 『外務省報告書IV』三八頁
- (51) C D D H / I / SR. 73, Annex, *Official Records* Vol. 9, p. 449., C D D H / SR. 46, Annex, *Official Records* Vol. 6, p. 378.
- (52) C D D H / SR. 56, paras. 4, 62.
- (53) *Yearbook of the United Nations* 1977, pp. 709-710.
- (54) A / C. 6 / 32 / SR. 15, paras. 35-36.
- (55) この点については、拙稿「前掲論文」注(18)の一九—二〇頁参照。
- (56) *Ci. Multilateral Treaties deposited with the Secretary-General, Status as at 31 December 1991*, pp. 853-856.
- (57) 特定通常兵器使用禁止制限条約第七条第4項
- (58) 拙稿「前掲論文」注(18)の一四頁参照
- (59) 第九十六回国会参議院外務委員会会議録第十一号(昭和五十七年六月三日)一五頁
- (60) 第一百回国会参議院外務委員会会議録第十三号六頁
- (61) 第一百二回国会衆議院外務委員会会議録第八号七頁

- (62) 全抑協広報第九五号一―一九頁
- (63) 全抑協広報第九六号五頁
- (64) 全抑協広報第九六号一頁
- (65) 全抑協広報第一二六号八頁
- (66) 全抑協広報第九七号二頁
- (67) 全抑協広報第九九号六頁
- (68) 『赤十字シンポジウム——小さな平和から大きな平和へ——』六四―六五頁（近衛忠輝日本赤十字社外事部次長の発言）
- (69) 赤十字国際委員会東アジア代表部首席代表ベーター・キュンクの発言（産経新聞一九八九年一月六日）
- (70) 『赤十字原則・国際人道法普及ワークショップ報告書』（一九九〇年四月、日本赤十字社外事部）三九頁（宮崎繁樹明治大学法学部教授の発言）
- (71) 前掲注（68）の近衛発言及び注（69）の宮崎発言（なお宮崎教授は第一議定書第一条第4項の問題にも言及されている。）また、全国抑留者補償協議会はこの第四四条の問題のみを政府の拒否理由として指摘する（全抑協広報第一〇七号一四頁）。
- (72) この問題につき詳しくは、拙稿、前掲論文、注（25）、参照。
- (73) 注（59）、注（60）、注（61）参照
- (74) 旧ソ連、ベラルーシ、ウクライナ、ハンガリー、スロベニア、クロアチアなど
- (75) 拙稿、前掲論文、注（4）参照

(76)

ベルギー、韓国、イタリヤ、アルゼンチン、オランダ、ニュー・ジーランド、スペイン、カナダ、ドイツ、オーストラリアなど

(一九九三年六月一七日)